

青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準

1 目的

この基準は、青梅市における契約事務の適正な執行を確保するため、有資格者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項および第167条の11第2項の規定により、青梅市長（以下「市長」という。）が契約の種類および金額に応じて定めた競争入札の参加者の資格を有する者ならびに青梅市建設工事等小規模契約希望業者登録資格を有する者および青梅市物品買入れ等小規模契約希望業者登録資格を有する者をいう。以下同じ。）に対する指名停止の措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 指名停止の措置

指名停止の措置の範囲は、次の各号のいずれかとする。

(1) 有資格者が別表に掲げる指名停止要件のいずれかに該当する場合は、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

また、指名停止に至らない場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起を行うことができる。

(2) 最低制限価格、調査基準価格、予定価格（事後公表および非公表案件にかかるもの）、入札参加希望者名、入札参加希望者数、指名業者名、指名業者数、選定理由、非選定理由、仕様書、総合評価における評価点、落札率（予定価格非公表案件にかかるもの）など、当該情報がその時点では公にされていない契約事務にかかる情報（以下「厳格管理情報」という。）について、有資格者が聞き出そうとした場合は、当該有資格者に対し、注意の喚起を行う。

3 手続等

(1) 市長は、青梅市競争入札等審査委員会（以下「委員会」という。）の協議を経て、指名停止を行うものとする。ただし、有資格者が別表の1または4(1)に該当するときその他特に必要があると認めるときは、委員会の協議を経ることなく、当該有資格者について、指名停止を行うことができる。

(2) 市長は、指名停止が行われたときは、停止期間が満了するまで、当該指名停止にかかる有資格者を指名してはならない。

(3) 指名停止期間中の有資格者が、青梅市が発注する工事、委託等の一部を下請し、または受託することを承認してはならない。

4 指名停止の特例

(1) 別表の2または3の場合において、次のいずれかに該当するときは、当該有資格者のうち指名停止事由に該当する部門のみの指名停止を行い、他の部門の指名停止を行わないことができる。

ア 土木部、建築部等のように社内的に責任体制が明確にされており、かつ、その責任者として役員（執行委員を含む。）を充てている場合

イ 部門別格付、社内責任体制のあり方を総合的に勘案して、前記アに準ずると認められる場合

(2) 別表の2または3の指名停止要件により指名停止を行う場合においては、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかとなったときは、当該下請負人について、指名停止を行うものとする。

(3) 別表の4(1)または(2)の指名停止要件により指名停止の対象となる有資格者または指名停止を受けた者が、合併、会社分割または営業譲渡により、他の有資格者へ移行する場合、または指名停止の対象となる有資格者の一部もしくは指名停止を受けた有資格者の一部が他の有資格者へ移行する場合は、同じ指名停止要件により移行先の有資格者に対しても指名停止を行うことができる。

(4) 青梅市が発注した工事において、別表の4(1)の指名停止要件により、有資格者である個人、有資格者である法人の役員または使用人が逮捕または起訴された場合は、必要に応じて、当該有資格者である個人、当該有資格者である法人の役員または使用人が役員等（使用人は除く。）となっている他の有資格者についても同様に指名停止を行うことができる。

(5) 共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員についても指名停止を行うものとする。

(6) 事業協同組合等に対し、指名停止を行うときは、当該事業協同組合等の有資格者である構成員に対しても、指名停止を行うことができる。

(7) 前2号の規定により構成員について指名停止を行うときは、明らか

に当該指名停止の責を負わないと認められる者を除くものとする。

(8) 指名停止を受けた有資格者が、共同企業体または事業協同組合の構成員である場合、当該共同企業体または事業協同組合に対しても、指名停止を行うことができる。

(9) 指名停止期間中の有資格者であっても、契約の種類、履行場所等からみて、特に必要と認められる場合は、当該契約について指名停止をしないことができる。

5 指名停止の期間

(1) 有資格者が別表各号に掲げる指名停止要件のいずれかに該当する場合は、事情に応じて同表に定めるところにより、指名停止の期間を定めるものとする。

(2) 有資格者がいずれかの事案により別表の指名停止要件の2つ以上に該当した場合は、最も長い期間となる指名停止要件を適用し、指名停止期間を定めるものとする。

(3) すでに指名停止期間中の有資格者が、別表に掲げる指名停止要件に該当することとなった場合は、その時点から重複して、当該指名停止要件に定める期間について指名停止を行うものとする。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、別表に定める期間の範囲内で、標準期間に加算して指名停止期間を定めることができる。

ア 有資格者が、別表の1または4(3)の指名停止要件にかかる指名停止期間中または指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再びいずれかの指名停止要件に該当することとなったとき。

イ 有資格者が、別表の3の指名停止要件にかかる指名停止期間中または指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び同表の3に該当することとなったとき。

ウ 有資格者が、別表の4(1)または(2)の指名停止要件にかかる指名停止期間中または指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再びいずれかの指名停止要件に該当することとなったとき。

エ 有資格者が、別表の4(4)の指名停止要件にかかる指名停止期間中または指名停止期間満了後3年を経過するまでの間に、再び同表の4(4)に該当することとなったとき。

オ 別表の4(1)から(5)に該当する場合で、当該違反行為において有

資格者である個人または法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が主導的役割を果たしたときまたは当該違反行為が極めて広域的に行われたとき。

カ その他市長が特に必要があると認めるとき。

(5) 次のいずれかに該当する場合は、別表に定める期間の範囲内で、標準期間よりも短縮して指名停止期間を定めることができる。

ア 別表の2または3に該当する場合で、事後処理が適切になされたと認められるとき。

イ その他市長が特に必要があると認められるとき。

(6) 悪質な場合には、別表に定める期間の範囲にかかわらず、指名停止期間を定めることができる。

(7) 指名停止期間中の有資格者について、必要があると認められるときは、別表に定める期間の範囲内で指名停止期間の変更を行うことができる。

(8) 第4項第2号の規定による下請負人の指名停止の期間は、元請負人の指名停止期間の範囲内で事情に応じて定めるものとする。

6 解除

指名停止期間中の有資格者が、指名停止となった事実または行為について責を負わないことが明らかとなったときは、当該有資格者にかかる指名停止の解除を行うものとする。

7 通知

(1) 第4項の規定により指名停止を行ったときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

(2) 第5項第7号の規定により指名停止の期間を変更したときは、当該有資格者に遅滞なく通知するものとする。

(3) 前項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

8 公表

(1) 第2項および第4項の規定により指名停止を行ったときは、有資格者名、理由、指名停止期間等を公表するものとする。

(2) 第5項第7号の規定により指名停止の期間を変更したときは、変更内容に応じ、公表内容を変更する。

(3) 第6項の規定により指名停止を解除したときは、解除する旨を公表する。

9 実施期日等

実施期日

(1) この基準は、平成19年4月1日から実施する。

(2) 基準の廃止

青梅市競争入札参加資格者指名停止基準（昭和51年10月15日実施）は、廃止する。

10 経過措置

(1) この基準の一部改正は、平成22年2月1日から実施する。

(2) この基準の一部改正は、平成24年4月1日から実施する。

(3) この基準の一部改正は、平成28年12月1日から実施する。

(4) この基準の一部改正は、令和2年4月1日から実施する。

別表

指名停止要件	期間	標準期間
<p>1 贈賄</p> <p>(1) 次に掲げる者が、青梅市職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 有資格者である個人または有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を持つ役員と同等の権限を有すると認められる者を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>イ 有資格者の役員、執行役員、支店を代表する者または営業所を代表する者（常時契約を締結する権限を有する事務所の長をいう。）で、アに掲げる以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ アまたはイに掲げる以外の者（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 次に掲げる者が、東京都の区域内における青梅市以外の公共機関（刑法（明治40年法律第45号）その他の法律により、贈収賄に関する規定の対象となる機関をいう。以下同じ。）の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕または起訴を知った日から</p> <p>1 2月以上 2 4月以内</p> <p>9月以上2 4月以内</p> <p>6月以上1 8月以内</p> <p>逮捕または起訴を知った日から</p> <p>6月以上1 8月以内</p> <p>4月以上1 2月以内</p> <p>3月以上9月以</p>	<p>2 4月</p> <p>1 8月</p> <p>1 2月</p> <p>1 2月</p> <p>9月</p> <p>6月</p>

	内	
(3) 次に掲げる者が、東京都を除く関東地方の区域内における、公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕または起訴を知った日から	
ア 代表役員等	4月以上12月以内	9月
イ 一般役員等	3月以上9月以内	6月
ウ 使用人	1月以上5月以内	3月
(4) 次に掲げる者が、(2)および(3)の区域外における公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで起訴された場合	逮捕または起訴を知った日から	
ア 代表役員等	4月以上12月以内	9月
イ 一般役員等	1月以上6月以内	4月
ウ 使用人	1月以上3月以内	2月
2 契約（物品の買入れに関するものを除く。）履行上の事故等		
(1) 青梅市が発注する契約履行上の事故		
ア 事故を発生させ、公衆に死者を出し、または広範囲にわたる公衆が被害を受け、社会的および経済的に損失が大きい場合	2月以上6月以内	4月
イ 事故を発生させ、公衆に損害を与え、または事故周辺の公衆が被害を受けた場合	1月以上3月以内	2月

<p>ウ 事故を発生させ、従業員その他の関係者（下請負人の従業員を含む。以下同じ。）に死者または多数の負傷者を出した場合</p>	<p>1 月以上 3 月以内</p>	<p>2 月</p>
<p>(2) 青梅市が発注する契約以外の契約において事故を発生させ、公衆または従業員その他の関係者に多数の死傷者を出すなど、社会的および経済的に損失が著しく大きい場合</p>	<p>1 月以上 5 月以内</p>	<p>3 月</p>
<p>(3) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反の容疑により起訴された場合</p>	<p>1 月以上 3 月以内</p>	<p>2 月</p>
<p>3 契約履行成績不良等</p>		
<p>(1) 青梅市発注の工事契約ならびに設計、測量、地質調査および工事監理業務の委託契約において、契約履行成績が不良であると認められる場合</p>	<p>1 月以上 12 月以内</p>	
<p>ア 検査評点が 40 点未満</p>		<p>9 月</p>
<p>イ 検査評点が 40 点以上 50 点未満</p>		<p>6 月</p>
<p>ウ 検査評点が 50 点以上 55 点未満</p>		<p>3 月</p>
<p>エ 検査評点が 55 点以上 60 点未満</p>		<p>1 月</p>
<p>(2) 青梅市発注の工事契約において、施工に当たり、工事を粗雑にしたと認められる場合</p>	<p>1 月以上 12 月以内</p>	<p>9 月</p>
<p>(3) その他青梅市発注の契約において、その履行に際し著しく適正を欠く行為があったと認められる場合</p>	<p>1 月以上 6 月以内</p>	<p>3 月</p>
<p>4 契約に関連する違法行為等による社会的信用失墜行為</p>		
<p>(1) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員または使用人が、談合または競売入札妨害で刑法（明治 40 年</p>	<p>逮捕または起訴を知った日から</p>	

法律第45号) または私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反した容疑で逮捕され、または逮捕を経ないで起訴された場合		
ア 青梅市発注の契約に関する場合	6月以上24月以内	12月
イ 青梅市発注の契約を除く関東地方における場合	4月以上12月以内	6月
ウ イの区域外の場合	2月以上6月以内	3月
(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反し、((1)の場合を除く。)契約の相手方として不適当であると認められる場合		
ア 青梅市発注の契約に関する場合	3月以上12月以内	6月
イ 青梅市発注の契約を除く関東地方における場合	2月以上12月以内	4月
ウ イの区域外の場合	1月以上6月以内	2月
(3) 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に違反(契約に関わるものに限る。)し契約の相手方として不適当であると認められる場合		
ア 青梅市発注の契約に関する場合	3月以上12月以内	6月
イ 青梅市発注の契約を除く関東地方における場合	2月以上12月以内	4月
ウ イの区域外の場合	1月以上6月以内	2月

<p>(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反し、国土交通大臣または都道府県知事から営業停止処分を受けた場合</p> <p>ア 青梅市発注の契約に関する場合</p> <p>イ 青梅市発注の契約を除く東京都内の公共団体発注の場合</p> <p>ウ イ以外の区域の場合</p>	<p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>	<p>4月</p> <p>3月</p> <p>2月</p>
<p>(5) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員または使用人が、契約にかかわる法令違反の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで起訴された場合</p> <p>ア 青梅市発注の契約に関する場合</p> <p>イ 青梅市発注の契約を除く東京都内の公共団体発注の場合</p> <p>ウ イ以外の区域の場合</p>	<p>3月以上12月以内</p> <p>2月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>	<p>6月</p> <p>4月</p> <p>2月</p>
<p>(6) その他違法行為等により著しい社会的信用を失墜したと認められる場合</p>	<p>1月以上9月以内</p>	<p>2月</p>
<p>5 入札参加における虚偽記載等</p> <p>青梅市発注の契約にかかる一般競争入札または指名競争入札において、競争入札参加資格申請書、競争入札参加資格確認資料または調査資料に虚偽の記載（電子調達サービスへの虚偽の入力を含む。）をし、契約の相手として不相当であると認められる場合</p>	<p>1月以上9月以内</p>	<p>3月</p>
<p>6 有資格者となるための資格審査申請における虚偽申請</p>		

<p>有資格者となるための資格審査申請において、申請に虚偽の入力もしくは記載または添付書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	<p>1 月以上 1 2 月 以内</p>	<p>6 月</p>
<p>7 不誠実な行為</p>		
<p>青梅市発注の契約にかかる一般競争入札もしくは指名競争入札において落札者と決定された者または随意契約において契約の相手方として決定された者が、正当な理由がなく契約を締結しない場合</p>	<p>1 月以上 1 2 月 以内</p>	<p>6 月</p>
<p>8 その他不正な行為</p>		
<p>(1) 厳格管理情報を不正に入手した場合</p>	<p>3 月以上 1 2 月 以内</p>	<p>6 月</p>
<p>(2) 第 2 項各号の規定による注意を受けてから 1 年以内に 2 回目の注意を受けた場合（3 回目以後は前回の注意を受けてから 1 年以内に再度注意を受けた場合）</p>	<p>1 月以上 1 2 月 以内</p>	<p>1 月</p>
<p>(3) 4 に掲げる場合のほか、これらに準ずる不正な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められる場合</p>	<p>1 月以上 1 2 月 以内</p>	